

データ利活用制度のあり方に関する基本方針(構成案—たたき台)

令和7年4月24日
事務局**1. データ利活用の現状と課題**

(1)我が国の社会的状況

- ・人口動向、生産性向上の必要性。

(2)我が国におけるデータ利活用の現状とその要因

- ・ビジネス慣行(アナログ業務、利活用を想定しないデータ収集)。当事者間のインセンティブ不一致。
- ・上記慣行を前提とする法制度やシステム・アーキテクチャの存在。
- ・諸外国の状況(世界的な法整備の状況)。

(3)目指すべき将来像(データ駆動社会)

- ・Well-Beingの実現(幸福追求権の実現)、産業競争力の強化。
- ・このための産業データスペース(群)など重要分野でのデータスペースの構築等。

2. 検討に当たっての基本的な視点

(1)データ利活用による新たな価値の創造(利用者自身、社会全体)

- ・データ(個人・非個人、オープン・クローズ)×AIによる新たな価値の創出。
- ・AIを意識しつつ利用可能なデータ量の増大。
- ・データの公平なアクセス、独寡占への対応。
- ・業種・業態・国境を越えた自由で信頼性あるデータ連携。

(2)リスクにも適切に向き合いつつ AI-Powered な社会実現

- ・データレイヤー、アルゴリズムレイヤー、アウトカムレイヤー各層のリスクに対するデータガバナンス。
- ・アジャイルガバナンス、法・技術の統合的利用。

(3)透明性・信頼性の確保

- ・個人の権利利益や知財の保護、個人情報との相互補完性
- ・安全保障・経済安全保障
→データガバナンスを徹底しつつ、リスクベースでデータ利用を図る必要。

3. 官民におけるデータ利活用環境の整備(方向性)

(1)基本的な考え方

- ・データ流通のマルチレイヤー構造(アプリケーションサービス、データ連携、トラストサービス)に留意しつつ、「道」の整備、「勾配」をつける、適切な「場」形成。
- ・データ集積によって、広く社会にとってのデータ利用価値等が高まる公共的領域・分野※とそれ以外の領域・分野によって異なるアプローチ。 ※個人にとってはインフラ的な機能を果たす。
- ・リスクベースアプローチの徹底。
- ・具体のユースケースに則して事例の創出

(2)データ連携の基盤整備・標準化の推進

- ・共通基盤、デジタル公共インフラの整備、標準化。
 - ・トラスト基盤(データ提供者の実在性確認、データの真正性確認)の整備
 - ・信頼できるデータ連携プラットフォーム機能の整備
- (3)データ収集、データ保有者によるデータ提供インセンティブの確保
- ・AIによる活用を意識した高品質なデータ整備
 - ・データ連携における公正性。独寡占への対応。
 - ・ユースケース、成功事例の創出。データに基づく政策。
- (4)データガバナンスの確保
- ・創出される価値を踏まえた個人・事業者の権利・利益の保護(プライバシー、知財等)。
 - ・個人・消費者への適切な配慮(PIA等)
 - ・データのライフサイクルにおける関係者(データホルダー、データ仲介者、サービス提供者)の考慮。
 - ・データセキュリティ
 - ・AIのリスクへの対応(差別・選別等)

4. 分野横断的な改革事項

- (1)トラスト基盤の整備
- ・主体の真正性・実在性、各サービスの保証レベルの定義・可視化
 - ・トラストサービスの考え方を整理・体系化(制度・技術・運用)
 - ・国際的な相互運用性
- (2)迅速・効率的なデータ連携を可能とするデータの標準化・構造化の推進
- (3)データ連携プラットフォームの信頼性確保などデータ流通円滑化のために必要な措置
- (4)データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保
- (5)国際連携
- (6)その他の考慮事項
- ・国民の理解促進

5. ユースケースを踏まえたデータの共有のためのインセンティブ設計

6. 行政保有データの利活用

- (1)AI Ready 社会に求められるデータ品質の確保
- (2)分野間におけるデータ連携の推進、識別子
- (3)災害時等の事業者から行政へのデータ提供

7. 先行個別分野の改革事項(重点領域におけるデータスペースの整備)

- (1)医療分野(一次利用、二次利用)
- ・患者同意に依存しない広範な医療データへのアクセス
 - ・データ連携基盤

- (2)金融分野
- (3)教育分野
- (4)産業分野
- (5)モビリティ分野

8. デジタル公共財の整備

- (1)データ産業の特徴(規模の経済、ネットワーク効果、参入障壁)
- (2)幸福追求権実現に必要なデジタル公共財の整備

9. 官民の体制整備(国、官民協議体)

- (1)データ戦略の司令塔機能強化
- (2)各府省庁における対応
- (3)「データ人材」の育成・登用

10. 当面の対応